

# 医師の働き方改革に関する政省令等について

# 医師の働き方に関する政省令等について

- 医師の働き方改革に関する政省令・告示については、令和4年1月19日等に公布された。
- 主な改正事項は以下のとおりであり、今後、施行に向けて具体的な運用内容等が整理でき次第、順次、都道府県や医療機関等にお示ししていく。

## 【医療法に基づく政省令等】

### ①医師の労働時間短縮等に関する指針 (令和4年2月1日施行)

- 労働時間短縮に向けた基本的考え方、短縮目標ライン、関係者が取り組むべき事項 等

### ②医療機関勤務環境評価センターに関する事項 (令和4年4月1日施行)

- センターの指定手続き、業務規程の内容、評価等業務諮問委員の任命手続き
- 評価事項（医療機関の労務管理体制等）、評価結果の公表方法 等

### ③特例水準の対象となる医療機関に関する事項 (令和6年4月1日施行)

- B水準医療機関
    - ・指定に係る業務の要件、指定対象となる救急医療機関
  - 連携B水準医療機関
    - ・指定に係る医師の派遣の要件
  - C-1水準医療機関
    - ・指定に係る業務の要件
  - C-2水準医療機関
    - ・特定分野、指定に係る業務の要件、対象医師の要件
- 等

#### <共通事項>

- 労働時間短縮計画の記載事項
- 欠格事由となる労働法令違反の内容
- 指定や指定更新の手続き

### ④追加的健康確保措置に関する事項 (令和6年4月1日施行)

- 勤務間インターバルの確保方法（始業から24時間以内に9時間の継続した休息時間の確保等）、代償休息の付与方法、許可あり宿日直勤務の場合の取扱い
- 面接指導対象医師の要件、面接指導実施医師の要件、面接時の確認事項 等

## 【労働基準法に基づく省令・告示】

### 特例水準に関する事項 (令和6年4月1日施行)

- 医師の時間外・休日労働の上限時間について、
  - ・A水準として原則月100時間未満（面接指導等実施の場合例外あり）、年960時間
  - ・B・連携B・C-1・C-2水準の医療機関において指定に係る業務等に従事する医師について原則月100時間未満（面接指導等実施の場合例外あり）、年1,860時間と規定する。
- 医療法の面接指導と同内容の面接指導を行うこと等を36協定に定めることとする。 等

## 【労働安全衛生法に基づく省令】

### 面接指導に関する事項 (令和6年4月1日施行)

- 上記の労働基準法に基づく省令で定められた面接指導を、労働安全衛生法に基づく面接指導と位置付ける。 等